

GREEN×EXPO 2027 広報チラシの掲示について【掲示依頼】

1 事業の趣旨

このたび、GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）のクリエイターである蜷川実花さんがデザインしました、新しいキービジュアルを用いた広報チラシ（A4サイズ）が完成しました。

GREEN×EXPO 2027 の開催に向けて、市民の皆様と共に機運を高めるため、新しい広報チラシを自治会町内会の掲示板に掲出していただきますようお願いします。

なお、当該キービジュアルを用いたポスターは、区役所、市民利用施設をはじめ、市内各所で順次掲示する予定です。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位自治会町内会あて掲示物を送付します。

掲示についてご協力をお願いします。

※以前に掲示を依頼しました旧チラシが掲示板に残っている場合は、処分していただきますようお願いします。

3 広報チラシの掲示期間等

広報チラシの到着後、2か月程度（6月末まで）の掲示をお願いします。

※掲示板の空き状況等により御無理のない範囲で御協力をお願いします。

※各区の区連会で、掲示期間について個別ルールがある場合は、状況に応じて御対応ください。

※屋外掲示板によるチラシの劣化が想定されます。大変お手数ですが、依頼掲示期間後の6月末になりましたら、処分していただきますようお願いします。

GREEN × EXPO 2027

2027年国際園芸博覧会

開催期間：2027年3月19日(金) - 9月26日(日)



開催地：神奈川県横浜市長



Bureau
International
des Expositions

主催：公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会



GREEN×EXPO 2027 の進捗状況について（情報提供）

平素より、「GREEN×EXPO 2027」の開催に向けたご支援ご協力を賜り、誠にありがとうございます。直近の進捗状況について、情報提供します。

1 お問い合わせのこと

【区 連 長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。 定例会等で情報提供をお願いします。

2 「GREEN×EXPO 2027」とは

- ・私たちの生活に大きな影響をもたらす気候変動に着目した、環境と共生し市民の皆様と共につくる、「環共」をテーマとする日本で初めての国際博覧会です。
- ・自然・人・社会が共に持続するために、地球の限界や脱炭素社会を見据え、「人々の環境への意識や行動は 2027 年の横浜から変わった」と言われるよう準備を進めていきます。
- ・気候変動などの世界的な課題に対し、“自然の力”、“グリーンの力”で課題を解決し、環境にやさしい未来の暮らしを考え、横浜から世界に発信することが、博覧会のテーマである「幸せを創る明日の風景」につながっていきます。

3 現在の会場計画（案）

瀬谷区・旭区にまたがる上瀬谷の広大な里山を舞台に、起伏のある地形や川の源流などの自然を生かし、市民や企業が出展する5つの「Village（ビレッジ）」と、花や緑の美しい風景が楽しめる3つの「ゾーン」を設けます。





Urban GX Village

脱炭素社会を目指して新たな技術を導入した未来の都市像を体感できます。



Craft Village

自然と共に生きる知恵と技が込められた、日本の伝統産業などの温故知新を体感できます。



Farm & Food Village

健康を支える食と農が共存した生活と、その豊かさを実感できます。



Kids Village

これからの地球を生きる子どもたちが、遊びを通じて自然の大切さを学べます。



SATOYAMA Village

日本の原風景である里山を体感し、生物多様性の価値を再認識します。

※今後の調整状況により変更となる場合があります。

3 公式マスコットキャラクターのデザイン発表



開催3年前となる3月19日に公式マスコットキャラクターのデザインを発表しました。6月に名前の発表が行われる予定です。

担 当：脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
連絡先：Tel 671-4627
メール：da-greenexpo@city.yokohama.jp

横浜市の公園を禁煙にすることへの市民意見募集実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

受動喫煙対策の取組として横浜市公園条例に「禁煙」を含め、「公園内禁煙化」を検討しております。検討にあたりパブリックコメントを実施いたしますので、情報提供いたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】定例会等で情報提供をお願いします。

3 パブリックコメントの概要

(1) 募集期間

令和 6 年 4 月 18 日(木曜日)から令和 6 年 5 月 31 日(金曜日)まで



(2) 提出方法

①ご意見受付フォーム

横浜市電子申請・届出システム

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/dc2140c5-6a43-4f43-b7d0-44b5b519a9f4/start>

※メンテナンス時間中（不定期）はご利用いただけません。



②リーフレット付属のハガキによる郵送（切手不要）

各区役所、横浜市役所などで配布しています。概要版リーフレットのハガキを切り取ってお送りください。（概要版リーフレットのハガキを使用する場合は、切手不要。当日消印有効。）

③FAX

045-550-3916

④電子メール

mk-koenkanri@city.yokohama.lg.jp

メールの件名には「公園禁煙化意見」と書いてください

（※電話によるご意見は受け付けておりません。）

⑤持参

受付時間 8 時 45 分から 17 時まで

みどり環境局公園緑地管理課
担当 関本、井上、入本
電話 045-671-2642 /FAX 045-550-3916
メール mk-koenkanri@city.yokohama.lg.jp

『公園のまち ヨコハマ』

横浜には地域に身近な公園から大規模な公園まで、約2,700か所もの多彩な公園があり、特に、子育て世代も多く集う身近な公園の数は、政令市のなかで全国一位の数となっています。横浜市では、「公園のまち ヨコハマ」として、市民の皆様公園をより一層ご利用いただけるよう、インクルーシブな公園づくりやこどもログハウスのリノベーション、受動喫煙対策などの子育て環境の充実や、地域の活性化につながる集客イベントの実施など様々な取組を進めていきます。



▲集客イベントによる賑わいの創出



▲インクルーシブな公園づくり



▲こどもログハウスのリノベーション

横浜市の公園を 禁煙にすることについて みなさんのご意見をお聞かせください

「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を目指し、子どもたちが安全に安心して遊べる環境を確保するため、横浜市公園条例の中に、公園における禁止行為として、「喫煙」を追加することを、公園における受動喫煙対策の方向性として取りまとめました。



ご意見は
こちらから

切り取り

郵便はがき

料金受取人払郵便

横浜港局
承認

このハガキは使用できません
差出 令和6年5月31日まで
(切手不要)

横浜市 緑区 本町6丁目50番地の10
みどり環境局 公園緑地管理課 行



属性等をご記入ください

【属性】 ☐ 個人(住民) ☐ その他(事業者等)

【住所】 ☐ 横浜市 _____ 区 ☐ 横浜市内

【年代】 ☐ ~9歳 ☐ 10歳代 ☐ 20歳代
☐ 30歳代 ☐ 40歳代 ☐ 50歳代
☐ 60歳代 ☐ 70歳代 ☐ 80歳代~

※その他(事業者等)とお答えの方は年代のご記入は不要です。

【公園の利用頻度】

☐ 週1回以上 ☐ 週1回未満~月1回以上
☐ 月1回未満~年1回以上 ☐ 年1回未満

※その他(事業者等)とお答えの方は利用頻度のご記入は不要です。

横浜市の公園を禁煙にすることについて
ご意見をお聞かせください。
募集締切 令和6年5月31日(金)まで

応募方法

次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

- ①はがき(左のはがきを切り取り、ご使用ください。)
(切手不要 当日消印有効)
- ②FAX: 045-550-3916 みどり環境局公園緑地管理課あて
- ③電子メール: mk-koenkanri@city.yokohama.lg.jp
- ④持参: 受付時間 8時45分から17時まで
- ⑤インターネット入力フォーム
スマートフォンで回答される方は下記QRコードからアクセスできます。
パソコンで回答される方は、下記よりアクセスください。
<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/b56497b8-4650-4df5-adce-124b111fffed/start>

お問合せ

みどり環境局 公園緑地管理課
電話番号: 045-671-2642



注意事項

- ・ご意見への個別の回答は行いません。また、ご意見を正確に把握するため、電話でのご意見の受付はいたしません。
- ・ご意見の提出に伴い取得した個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限り利用します。



1 これまでの経過

(1) アンケート調査(令和5年7月から8月)の結果概要

- ・「公園を利用している際に喫煙で迷惑と感じたことがあるか」の問いについては、「よくある」、「たまにある」を選択したのが、eアンケートでは約6割、子育て世代では約8割、公園愛護会では約5割となりました。
- ・「公園内での喫煙について、どのようなことが迷惑と感じたか」の問いについては、eアンケートと子育て世代では「たばこの煙やにおい」と「吸い殻のポイ捨て」が、公園愛護会では「吸い殻のポイ捨て」が、特に多く選択されました。
- ・「自由意見」では、公園で何らかの受動喫煙対策を求める意見が多く寄せられました。

(2) 一部公園での禁煙の試行実施(令和5年10月から11月)の結果概要

ア 禁煙の試行結果

- ・駅前に立地する藤が丘駅前公園や天王町駅前公園では、一定数の喫煙がありました。
- ・天王町駅前公園では、試行中の喫煙者の数が大幅に減少しました。禁煙を周知した効果が一定程度あったものと推察されます。

イ 現地アンケート調査結果

- ・「公園を利用している際に喫煙で迷惑と感じたことがあるか」の問いについて、「よくある」、「たまにある」の回答割合が高かったのは、藤が丘駅前公園で5割を超える結果となりました。
- ・従前から喫煙者が少ないこども自然公園では「ほとんどない」、「ない」の回答割合が8割を超える結果となりました。
- ・「自由意見」では、公園で何らかの受動喫煙対策を求める意見が多く寄せられました。

2 受動喫煙対策のため、公園内喫煙禁止を条例で明記することが必要な理由

- ・アンケートの結果から多くの方が公園で何らかの受動喫煙対策を求めていること。
- ・駅前に立地する公園では、一定数の喫煙がありましたが、試行中に喫煙者の数が大幅に減少した公園もあり、禁煙を周知した効果が一定程度あったものと推察されること。
- ・改正健康増進法では特定施設以外の屋外については喫煙者の周囲への配慮義務までではなく、実効性が担保できないこと。
- ・条例で、禁止事項として喫煙を明文化することで、分かりやすい形で周知、誘導できること。



▲ 試行中のアンケート調査の様子 ▲

3 横浜市公園条例改正の考え方

横浜市公園条例を改正し、市立公園内において禁止する行為として「喫煙」を加えます。

(行為の禁止)

第5条 何人も公園において次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第6条第1項本文若しくは第2項本文又は第7条第2項の規定に基づく許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 鳥、獣の類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (2) 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
- (3) ごみその他の汚物を捨て、その他不衛生な行為をすること。
- (4) 土地を掘りおこし、土石の類を採集し、その他土地の形質を変更すること。
- (5) 公園内の土地及び物件を傷つけ、若しくは汚し、又は原状を変更すること。
- (6) 公園に居住すること。
- (7) 工作物を設けること。
- (8) 土石、木材等の物件をたい積すること。
- (9) 広告物を掲げ、又は散布すること。
- (10) **喫煙(健康増進法(平成14年法律第103号)第28条第2号に規定する喫煙をいう。)をすること。**
- (11) 危険のおそれのある行為又は他人の迷惑となるような行為をすること。
- (12) 前各号のほか、公園の利用及び管理に支障のある行為をすること。

※公園で許可なく禁止行為を行った場合には5万円以下の過料に処される対象になります。

切り取り

回答欄

募集締切 令和6年5月31日(金)まで

横浜市の公園を禁煙とすることとし、横浜市公園条例の禁止行為に喫煙を加えることについてご意見をお聞かせください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



▲ 試行中の公園の様子

初期消火器具設置費用の一部補助について【周知依頼】

1 事業の趣旨

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の 2 種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】定例会等でご検討いただき、申請する場合はお住いの区の消防署にご相談の上、申請を行ってください。

3 申請要件

下記 3 つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大の恐れがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

4 申請方法

- (1) 受付期間：令和 6 年 4 月 1 日（月）～ 9 月 30 日（月）
 - (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、最寄りの消防署に御提出をお願い致します。
- ※ 申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロード、または最寄りの消防署でお渡しします。



「横浜市 初期消火器具」で検索

5 補助の対象経費

- (1) 初期消火器具の新規設置及び器材全ての更新設置の場合
初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の 2/3 に相当する額とし、1 件あたり 20 万円を上限とします。
- (2) 初期消火器具の一部更新設置の場合
消防用ホースなど器材の一部の更新や、自治会町内会が所有している初期消火箱の新たな器材（スタンドパイプ・台車）への更新経費（税込金額）の 2/3 に相当する額とし、1 件あたり 7 万円を上限とします。

6 お問い合わせ先

鶴見消防署 (503-0119)	中消防署 (251-0119)	保土ヶ谷消防署 (342-0119)	金沢消防署 (781-0119)	青葉消防署 (974-0119)	栄消防署 (892-0119)
神奈川消防署 (316-0119)	南消防署 (253-0119)	旭消防署 (951-0119)	港北消防署 (546-0119)	都筑消防署 (945-0119)	泉消防署 (801-0119)
西消防署 (313-0119)	港南消防署 (844-0119)	磯子消防署 (753-0119)	緑消防署 (932-0119)	戸塚消防署 (881-0119)	瀬谷消防署 (362-0119)

※ 申請要件や書類等のお問い合わせは、お近くの消防署へご連絡ください。

消防局予防課
担当 坂詰、岡田
電話 045-334-6406 /FAX 045-334-6610
メール sy-yobo@city.yokohama.jp

自治会町内会館整備について【事業説明】

1 事業の趣旨

令和 7 年度に自治会町内会館の新築・増築・耐震補強工事・修繕（いずれも補助対象経費 100 万円以上）を行うご意向がある自治会町内会より、令和 7 年度予算編成に向けた事前申出を募集します。なお、予算には上限がありますので、予算の範囲内で対象となる自治会町内会を決定する予定です。

2 お願いしたいこと

- 【区連長】ご承知おきください。
- 【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。
ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。
(地区連合町内会館も対象となります)
- 【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、ご検討ください。
ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

3 制度について

(1) 制度概要

別添のパンフレット『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』をご参照ください。制度の詳細は、横浜市ホームページにも掲載しております。以下の二次元バーコードよりアクセスください。



(2) 令和 6 年度の変更点

- ・補助上限額の引上げ
近年の物価高騰等の影響を踏まえ、補助上限額を見直しました。

整備の種類	補助率	現行制度 補助限度額	引上げ後 補助限度額
新築・購入	1/2	99,000円/㎡ かつ 1,200万円	125,000円/㎡ かつ 1,500万円
特殊基礎工事	1/2	300万円	300万円
エレベータ設置工事費	1/2	300万円	300万円
増築	1/2	500万円	630万円
耐震補強工事	1/2	300万円	380万円
修繕	1/2	200万円	250万円

- ・補助金の「前金払い」制度を創設
より活用しやすい補助制度とするため、補助金の前金払いを可能としました。

4 事前申出の提出

【申込方法】各区役所地域振興課へ必要書類を提出

必要書類については、区役所地域振興課へお問い合わせください。

【申込期限】区役所の指定する日（令和6年7月頃の予定）

※令和7年度の予算が確定し、補助申請を受け付ける自治会町内会が決定されるのは、令和7年3月末頃の予定です。

5 その他

- （1）風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。
- （2）公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、みどり環境局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。
- （3）自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金（LED照明器具や省エネエアコンなどの整備導入における補助制度）とは別事業になります。

市民局地域活動推進課 担当 松永、石栗、高橋、渡邊 電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734 メール sh-jichikai@city.yokohama.jp

自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内

令和6年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金とは異なる制度ですのでご注意ください。

◆ 補助制度について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。ただし、この補助制度で補助を受けた自治会町内会は、補助を受けてから5年間は、特別な理由がある場合を除き、補助申請することはできません。（修繕を除く）

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の市内事業者（※1）による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している（事業者は建設業の許可が必要です。（※2））
- (9) 補助対象経費が100万円以上の整備である

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。

具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内 容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 125,000円 かつ 1,500万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	630万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	380万円	耐震診断（※）に基づいて行う工事 （※）会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	250万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない） ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300 万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の 2 分の 1 を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100 万円を限度に外構工事に要する経費の 2 分の 1 を補助します。（新築・購入の場合、1 m²当たりの補助限度額とは別に補助します。）
- 新築、耐震補強工事及び 250 万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。
（自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。）

3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度 7 月頃までに、事前の申出が必要です。
横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、**必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。**
- (2) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、**工事請負契約前又は売買契約締結前に**、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (3) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。
なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、**必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。**
※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査（完了検査）を行います。その完了検査結果に基づき所定の手続きを行い、工事請負業者への代金支払い後、補助金の支払いを行います。

なお、工事請負業者への支払いよりも前に補助金を受領する必要がある場合には、前金払いを選択することができます。交付申請の際にお申し出ください。

5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度 7 月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他の不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「財産の処分制限期間（※注）」内に処分（解体等）するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び耐震補強工事のもの
 - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50 年
 - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30 年
 - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24 年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・・・建物の構造に関係なく 10 年

◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、返済期間は 10 年以内です。

2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（下記「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

3 融資対象の除外

他の金融機関からの借換えを目的とするもの

4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

5 連帯保証人・担保

- (1) 原則、自治会町内会の代表者 1 人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員の個人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要です。事前にご相談ください。

◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意思決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8413
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市市民局地域活動推進課
045-671-2317

◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

検索



自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金における訪問アドバイザー派遣及び 補助対象となる会館の拡大について【事業説明】

1 事業の趣旨

3 月 1 日から申請受付を開始した自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金において、省エネ設備の導入検討の際に、建築士が会館に訪問し、設備の導入方法や工事に関するご相談をお受けしています。是非ご活用ください。

また、マンションなどの集合住宅における集会施設（会館として利用している場合）についても補助対象となるよう対象を拡大しましたので、お知らせします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

是非、当補助金の活用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供の上、是非、当補助金の活用をご検討ください。

3 建築士による訪問アドバイザー派遣の概要

省エネ設備（断熱窓や太陽光発電設備等）の導入に関して、どのような設備・工事が必要かなど、建築士が会館等を訪問し、ご相談をお受けします（予約制、無料）。

【訪問アドバイザー派遣 事前連絡先】

一般社団法人 横浜市建築士事務所協会

電 話：045-662-2711

受付時間：平日 9:00～12:00／13:00～16:30

※訪問する建築士は、横浜市が契約をしている事業者です。現地訪問は、調整の上、土・日曜日、祝日も可能

※事前の調整なしに、横浜市の派遣により事業者が訪問することはありません。

※補助金の申請方法や提出書類に関するお問合せは、連絡先が異なります。横浜市住宅供給公社（045-451-7740）へお願いします。

4 補助対象となる会館の拡大

自治会町内会館の実態を踏まえ、多くの団体に補助制度をご利用いただけるよう、例えば、マンションの自治会でそのマンションの集会施設を会館として利用している場合も、補助対象としました。

【裏面に続きます】

【補助対象】

- ① 町内会等が所有する会館
- ② 会館を自己所有していない場合でも、町内会等が会館を借用等し、設備導入費の負担及び電気料金の継続的な支払いを行っている場合
- ③ **今回拡大** マンションなどの集会施設を、町内会等が活動の拠点（会館）として利用し、その集会施設の管理団体（マンション管理組合等）と合同で補助申請する場合（※）

※詳しい要件は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご確認ください。

【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

- ・活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助
- ・申請期間：令和6年3月1日（金）～9月30日（月）
- ・補助率・補助上限額

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED 照明器具 ※1	2 / 3	60 万円
省エネエアコン	2 / 3	130 万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2 / 3	200 万円※2

※1 電球形LEDランプのみの交換も対象

※2 いずれかの実施も可。
(ただし、蓄電池は太陽光発電設備との併用に限る)

詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市 Web ページでは、申請様式もダウンロードできます。

横浜市 会館脱炭素

検索



(市 WEB ページ)

【補助対象などに関するお問合せ・申請窓口】

横浜市住宅供給公社（事務委託先）

電 話：045-451-7740

受付時間：平日 9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課
担当 松永、高橋、石栗
電話 045-671-2317 / FAX 045-664-0734
E メール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

お気軽にご相談ください

導入費用の 2/3 を補助します



LED 照明器具

太陽光発電設備・蓄電池

エアコン

断熱窓など

建築士が、会館を訪問し、 ご相談を伺います

費用：無料 (横浜市委託事業)

会館への訪問は、土・日・祝日も可能

[事前連絡先]

(委託先) **横浜市建築士事務所協会**

045-662-2711

[受付時間: 平日 9:00~12:00 / 13:00~16:30]

【相談できる内容】

設備導入の際の工事内容、
付帯工事の有無、注意点
など

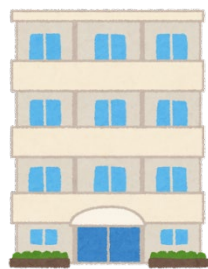
補助金の申請手続きなど 問合せ先

(委託先) **横浜市住宅供給公社**

045-451-7740 [受付時間: 平日 9:00~17:00]

補助対象について
聞きたい！
申請方法がわからない…
は、こちらへ

マンションの自治会でも、ご利用できます



例えば、
マンション管理組合が管理する集会室でも、
自治会が、自治会館として利用しており、その自治会とマンション管理組合
の合同の申請をいただいた場合、補助対象とするよう対象を拡大しました。

補助対象となる会館の要件(今回拡大部分)

集合住宅、団地などの集会施設(例:マンション集会室)でも

自治会が
活動の拠点(会館)
として利用

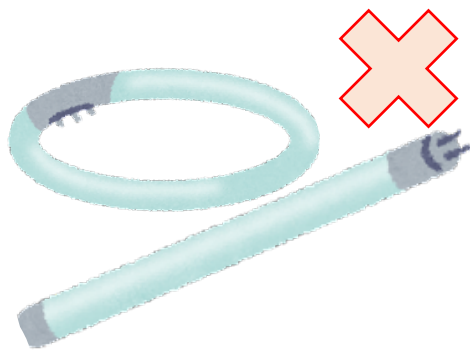
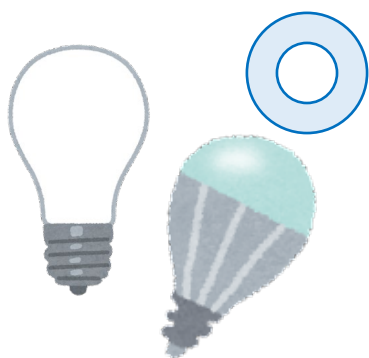
+

マンション等の住民(自治会の会員)で構成する
管理団体(マンション管理組合など)と
合同で補助申請する場合

※申請の際、自治会町内会と施設管理団体(マンション管理組合など)の設備導入に関する意思決定や、
会館としての利用状況などを確認します。

●詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

電球形 LED ランプのみの交換も、対象です



直管型や環形のランプのみ
の交換は補助対象外

※器具ごと交換する場合は
補助対象となります

ぜひ、本補助金のご活用をご検討ください

詳しくは、

横浜市 会館脱炭素

検 索



募集案内はこちら

自治会町内会加入促進用リーフレットについて【情報提供】

1 事業の趣旨

子育て世代を主に対象とした自治会町内会加入促進リーフレットを作成しました。

児童が興味を持てるような内容とし、子育て世代の皆様が手に取って読んでいただけるような内容となっています。各自治会町内会におかれては、加入促進にご活用いただきますようお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。加入促進にご活用ください。

3 リーフレットの概要

(1) リーフレット名

「シール付き 自治会町内会はどこ？」

(2) 仕様、デザイン

大きさ：A4 三つ折り

下記写真のとおり



4 その他

各区地域振興課にて在庫を用意しますので、ご利用の際は区役所あてご連絡ください。

(時期により在庫分がなくお待ちいただく場合があります、ご了承くださいますようお願いいたします。)

横浜市町内会連合会事務局
(横浜市市民局地域活動推進課)
担当 川口、渡邊
電話 045-671-2317/FAX 045-664-0734
sh-jichikai@city.yokohama.jp

令和５年度 横浜市町内会連合会 事業報告書

1 定例会議	年 10 回
2 研修会	「GREEN×EXP02027」会場予定地、旧上瀬谷通信施設見学他 【実施日時】令和５年 7 月 12 日（水） 午後 2 時 30 分～午後 5 時 15 分 【内容】 (1) 「GREEN×EXP02027」会場予定地 バス乗車等により、都市整備局国際園芸博覧会推進課の説明を受け、会場予定地及び周辺を見学した。会場及び交通アクセスの整備計画などの説明がなされた。 (2) 旧上瀬谷通信施設 「GREEN×EXP02027」会場予定地以外の旧施設敷地内を見学した。 (3) 中屋敷地区センター 会議室にて質疑応答があった。（都市整備局国際園芸博覧会推進課同席）
3 加入・活性化 促進事業	(1) 新横浜駅 改札口付近デジタルサイネージ放映 期間：令和５年 11 月 13 日～12 月 3 日 場所：新横浜駅相鉄東急直通線改札口付近 (2) 「子どもあんぜんフェスタ」にてデジタルサイネージ放映 実施日：令和５年 12 月 23 日 場所：市庁舎 1 階アトリウム (3) 成人の日を祝う集い デジタルサイネージ放映 日時：令和 6 年 1 月 8 日（月・祝） 回数：会場内外設置のディスプレイにて、自治会活動の動画を放映 (4) 相鉄線車内 デジタルサイネージ放映 期間：令和 6 年 3 月 4 日～3 月 10 日 ※ 相鉄線車内 トレインビジョンにて放映 (5) 市営地下鉄中吊りポスター、駅貼りポスター 期間：令和 6 年 3 月 6 日～3 月 24 日 ※ 市営地下鉄ブルーライン車内、ブルーライン駅構内にて掲示 (6) 自治会町内会加入促進用リーフレット 内容：主に子育て世代に対しての加入促進用リーフレットを作成 （配布予定：区役所窓口、市民利用施設、自治会町内会他）

令和5年度 横浜市町内会連合会 収支決算書

【全体】

歳入総額 2,017,969 円
 歳出総額 1,977,084 円
 差引額 40,885 円

【補助金事業分】

歳入総額 2,000,000 円
 歳出総額 1,959,115 円
 差引額 40,885 円

(歳入内訳)

(単位 円)

項 目	予 算 額	決 算 額	差 引	摘要
1 補助金	2,000,000	2,000,000	0	
2 繰越金	0	12,669	12,669	
3 雑収入	0	5,300	5,300	3年度研修会職員負担分
合 計	2,000,000	2,017,969	17,969	

(歳出内訳)

(単位 円)

項 目	予 算 額	決 算 額	差 引	摘要
補助金事業	2,000,000	1,959,115	40,885	
1 款 会議費	335,000	77,474	257,526	
1 定例会議費	305,000	77,474	227,526	お弁当代、飲物代
2 臨時会議費	30,000	0	30,000	
2 款 事業費	1,550,000	1,795,240	▲ 245,240	
1 加入・活性化促進事業	1,370,000	1,747,340	▲ 377,340	リーフレット作成、相鉄線等での動画放映、ホームページ管理費
2 研修会等開催費	150,000	42,460	107,540	研修会開催経費(バス借上費)
3 協賛事業費	30,000	5,440	24,560	横浜災害ボランティアネットワーク会議会費
4 その他事業費	0	0	0	
3 款 事務費	115,000	86,401	28,599	
1 事務費	115,000	86,401	28,599	事務用品の購入
その他	0	17,969	△ 17,969	
4 款 戻出	0	12,669	▲ 12,669	
1 戻出	0	12,669	▲ 12,669	横浜市へ返還(4年度分)
5 款 その他	0	5,300	▲ 5,300	
1 その他	0	5,300	▲ 5,300	横浜市へ返還(3年度)
合 計	2,000,000	1,977,084	22,916	

【承認印】

会計 松澤 秀夫 (印)

会計監査 堀 功生 (印)

横浜市町内会連合会

監 査 報 告

横浜市町内会連合会の令和5年度収支決算書にかかる帳簿
及び証書について監査した結果、適正であることを認める。

令和6年4月4日

横浜市町内会連合会

会計監査 堀 功生

(原本に押印済み)

令和6年度 横浜市町内会連合会 事業計画書（案）

項 目	内 容
1 定例会議	○年10回開催 ・全市的に共通する地域の課題についての意見交換 ・行政からの依頼業務に関する連絡調整 ・各区連合町内会との連絡調整
2 研修会	○市内施設の視察などを実施 実施予定日：令和6年7月12日（金） 実施場所：調整中
3 加入・活性化促進事業	○自治会町内会加入・活性化促進支援事業 ・二十歳の市民を祝うつどいでのPR【実施予定：令和7年1月13日（月・祝）】 ・加入促進用リーフレット等の作成・印刷 ・加入促進動画コンテンツの放映【実施予定：区庁舎・市庁舎・公共スペース・交通広告等】 ・市連会ホームページの運営 ・その他

令和6年度 横浜市町内会連合会 収支予算書(案)【補助金事業分】

歳入総額 2,000,000 円

歳出総額 2,000,000 円

差引残 0 円

(歳入内訳)

(単位 円)

項目	本年度予算額	前年度予算額	差引	摘要
1 補助金	2,000,000	2,000,000	0	地域活動推進費(団体運営費110万円+加入・活性化促進事業90万円)
2 繰越金	0	0	0	
3 雑収入	0	0	0	
合 計	2,000,000	2,000,000	0	

(歳出内訳)

項目	本年度予算額	前年度予算額	差引	摘要
1 款 会議費	180,000	335,000	▲ 155,000	
1 項 定例会議費	150,000	305,000	▲ 155,000	定例会開催経費(年10回)
2 項 臨時会議費	30,000	30,000	0	臨時会議開催経費
2 款 事業費	1,705,000	1,550,000	155,000	
1 項 加入・活性化促進事業	1,525,000	1,370,000	155,000	動画・リーフレット作成、HP運営等
2 項 研修会等開催費	150,000	150,000	0	研修会開催経費(7月)
3 項 協賛事業費	30,000	30,000	0	団体会費等
4 項 その他事業費	0	0	0	
3 款 事務費	115,000	115,000	0	
1 項 事務費	115,000	115,000	0	事務用品の購入
4 款 戻出	0	0	0	
1 項 戻出	0	0	0	
合計	2,000,000	2,000,000	0	

横 浜 市 町 内 会 連 合 会 規 約

制 定 昭 和 3 6 年 6 月 2 0 日

最近改正 令 和 4 年 6 月 1 0 日

(名 称)

第 1 条 本会は、横浜市町内会連合会という。

(目 的)

第 2 条 横浜市町内会連合会（以下「会」という。）は、市内各区連合町内会相互の連携を密にし、地域社会の振興・発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市との情報並びに意見調整。
- (2) 市内各区連合町内会との連絡調整及び情報交換。
- (3) 生活環境に関連する諸問題の実現化促進。
- (4) 地域振興に関連する諸問題の調査検討。
- (5) その他必要な事項。

(構 成)

第 4 条 会は、各区連合町内会（これに相当する組織を含む）の長をもって構成する。

(役 員)

第 5 条 会に、次の役員を置く。

会 長	1 人
副 会 長	2 人
幹 事	若干人
会 計	1 人
会計監査	1 人

- 2 役員は、構成員の互選によって定める。
- 3 会長の任期は1年とし、1回に限り再任することができる。
- 4 会長を除く役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 5 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 6 前項の規定は、第3項の会長の任期にこれを算入しない。

(役員の仕事)

第 6 条 会長は、会の業務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 幹事は、副会長を補佐する。
- 4 会計は、会の会計を担当する。
- 5 会計監査は、会の会計を監査する。

(幹事会)

第 7 条 会の円滑な運営を図るために、会長、副会長、幹事により開催し、定例会の議題の事前確認、その他、必要事項に関する協議を行う。

(推薦委員会)

第8条 役員の選任にあたっては、推薦委員会を設置する。

2 推薦委員会は、第5条第1項に定める役員の推薦結果を会に提案する。

3 推薦委員会は、委員5人以内をもって組織する。

4 委員は、第5条第1項に定める役員のうち幹事から1人、役員を除く構成員から4人以内を選任する。

(顧問)

第9条 会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会に大きな功労のあった者のうちから、会長が委嘱する。

(会議)

第10条 会議は、必要の都度会長が招集し、その議長となる。

(決議)

第11条 会の決議を要する事項は、構成員の過半数の賛成を要する。

(部会)

第12条 会には、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の構成は、構成員のうちから会議で選出した者をもって充てる。

(経費)

第13条 会の経費は、横浜市及び神奈川県補助金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第15条 会に、事務局を設け、市民局地域支援部地域活動推進課内に置く。

(会議への委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、会の運営その他必要な事項については、会議で定める。

(規約の改正)

第17条 この規約を改正するときは、構成員の過半数の議決を要する。

附 則

この規約は、昭和36年6月20日から施行する。

附 則

この規約は、昭和50年6月12日から施行する。

附 則

この規約は、昭和50年11月12日から施行する。

附 則

この規約は、昭和51年6月12日から施行する。

附 則

この規約は、昭和52年7月12日から施行する。

附 則

この規約は、昭和59年6月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成 5 年 6 月 1 2 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 9 年 5 月 1 2 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 1 6 年 4 月 1 2 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 1 8 年 4 月 1 2 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 2 4 年 5 月 1 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 2 月 1 2 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 6 月 1 0 日から施行する。

令和 5 年度 家庭ごみ収集量の実績（速報値）について

1 家庭ごみ収集量

家庭ごみ収集量

	燃やすごみ	缶・びん・ ペットボトル	プラスチック製 容器包装
令和 5 年度	515,437 トン	53,258 トン	50,256 トン
令和 4 年度	534,545 トン	54,897 トン	52,107 トン
増減	▲19,108 トン (▲3.6%)	▲1,639 トン (▲3.0%)	▲1,852 トン (▲3.6%)

2 お願いしたいこと

【区連長・地区連長】ご承知おきください。

3 令和 6 年度に向けて

日頃から、ごみの減量・リサイクルの推進にご協力いただき、ありがとうございます。

横浜市役所では、市民の皆様が日常生活を安心して送ることができるよう、引き続き着実にごみの収集・運搬・処理・処分を実施してまいります。

また、令和 6 年 1 月に新たな一般廃棄物処理基本計画「ヨコハマ プラ 5.3 (ごみ) 計画」を策定しました。計画に基づきプラスチックごみの分別・リサイクル拡大を、令和 6 年 10 月に 9 区で、令和 7 年 4 月からは全 18 区で実施します。実施に向けて市民の皆様が新たな分別ルールに取り組んでもらえるよう説明会を実施していきます。

ごみに関してお困りごとがありましたら、お近くの収集事務所までご相談ください。

令和 6 年 10 月 先行実施区		
中区	港南区	旭区
磯子区	金沢区	戸塚区
栄区	泉区	瀬谷区
令和 7 年 4 月 実施区		
鶴見区	神奈川区	西区
南区	保土ヶ谷区	港北区
緑区	青葉区	都筑区



担 当：資源循環局政策調整課
電 話：6 7 1 - 2 5 0 3
F A X：5 5 0 - 4 2 3 9
E メール：sj-seisaku@city.yokohama.jp

令和5年度市連会委員が就任する各審議会・協議会等の開催状況調べ

【下半期10月～3月】

番号	審議会等名称	会長名 ()は前任会長	開催日	開催場所	主要議題
1	共同募金会横浜市支会	網代 宗四郎	3月22日	横浜市健康福祉総合センター	1 令和6年度事業計画並びに収入支出予算(案)について 2 その他
2	横浜市交通安全対策協議会(交通安全部会含む)	網代 宗四郎	3月7日	書面開催	1 令和5年度交通安全運動の実施報告について 2 令和6年度交通安全運動の実施計画案について
3	神奈川県交通安全対策協議会(交通安全部会・高齢者対策部会含む)	網代 宗四郎	1月30日	横浜情報文化センター 情文ホール	1 令和5年度神奈川県交通安全対策協議会事業報告について 2 令和6年度神奈川県交通安全対策協議会事業計画(案)について 他
4	横浜市明るい選挙推進協議会	網代 宗四郎	11月7日	新都市ホール	令和5年度 横浜市・区明るい選挙推進大会 一部:挨拶、祝辞、決議文採択) 二部:記念講演
5	横浜市国民保護協議会	網代 宗四郎	開催なし		
6	横浜市防災会議	網代 宗四郎	2月14日 (議決日)	書面開催	横浜市防災計画の修正について
7	横浜マラソン組織委員会	網代 宗四郎	1月25日	ワークピア横浜	1「横浜マラソン2023」事業報告について 2「横浜マラソン2023」収支決算について 3「横浜マラソン2024」事業計画(案)について 4「横浜マラソン2024」収支予算(案)について
8	ガーデンネックレス横浜実行委員会	網代 宗四郎	2月29日	ホテルニューグランド タワー館3階「ベリー来航の間」	令和5年度 ガーデンネックレス横浜実行委員会 総会 1 令和4年度決算報告について 2 令和5年度委員長専決事項について 3 令和5年度事業報告・収支決算(案)について 4 令和6年度事業計画・収支予算(案)について 5 横浜市の組織・機構の見直しに伴うガーデンネックレス横浜実行委員会会則の改定(案)について
9	公益財団法人 横浜市緑の協会	石川 建治	3月19日	協会本部事務所	第1号議案:令和6年度事業計画 第2号議案:令和6年度収支予算、資金調達及び設備投資の見込み 第3号議案:常勤役員報酬の年俸の額の改定 第4号議案:評議員全員の書面同意による決議の省略についての承認 報告事項1:理事長及び常務理事の職務の執行状況報告 報告事項2:緑化推進事業の一部再編について
10	公益財団法人 横浜市資源循環公社 理事会	石川 建治	11月22日	本社事務所 会議室	理事長の職務執行状況
			3月22日	本社事務所 会議室	1 令和6年度事業計画書 2 令和6年度収支予算書 3 特定資産の取崩 4 役員等賠償責任保険契約の内容の決定 5 第26回評議員会の目的である事項及び決議の省略の決定
11	社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会 理事会	馬場 勝己	10月12日	横浜市健康福祉総合センター	1 令和5年度収入支出予算の補正について 2 評議員選任・解任委員会委員の選任について 3 評議員選任・解任委員会の開催について 4 評議員候補者の推薦について 5 評議員会の開催について
			3月21日	横浜市健康福祉総合センター	1 令和5年度収入支出予算の補正について 2 令和6年度事業計画(案)及び収入支出予算(案)について 3 第5期横浜市地域福祉保健計画について 4 会長専決規程の一部改正について 5 役員等損害賠償責任保険契約について 6 評議員会の開催について 7 管理職(部長級以上)の人事異動について

令和5年度市連会委員が就任する各審議会・協議会等の開催状況調べ

【下半期10月～3月】

番号	審議会等名称	会長名 ()は前任会長	開催日	開催場所	主要議題
12	横浜市自転車等施策検討協議会	馬場 勝己	11月8日	ナビオス横浜	1 横浜市自転車活用推進計画 各施策の実施状況について 2 横浜市広域シェアサイクル事業社会実験事業評価部会の開催状況について
			3月19日	南区役所7階会議室	1 横浜市自転車活用推進計画 各施策の実施状況について 2 横浜市広域シェアサイクル事業社会実験事業評価部会の開催状況について
13	社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会 評議員会	佐藤 潮	10月27日	横浜市健康福祉総合センター	1 理事の選任について 2 令和5年度収入支出予算の補正について
			3月28日	横浜市健康福祉総合センター	1 令和5年度収入支出予算の補正について 2 令和6年度事業計画(案)及び収入支出予算(案)について 3 職員給与規程の一部改正について 4 経理規程の一部改正について
14	横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会	佐藤 潮	11月22日	市庁舎18 階 みなと1・2・3	議事 1 パブリックコメント実施結果の公表について 2 第5期横浜市地域福祉保健計画評価方法について 3 第5期横浜市地域福祉保健計画 原案(案)について 報告 区地域福祉保健計画策定・推進指針の進捗について
15	横浜みどりアップ計画市民推進会議	関根 宏一	10月31日	市内視察	調査部会 ・市内みどりアップ計画取組現場の視察、検証
16	横浜市地域公共交通会議	関根 宏一	3月26日	松村ビル マツ・ムラホール	【会議名】 令和5年度第3回「横浜市地域公共交通会議」 【議題】 1 乗合バス「Eバス」の停留所移設について 2 日吉・綱島エリアにおけるオンデマンド実証実験について 3 その他
17	よこはまふれあい助成金運営委員会	吉井 肇	11月15日	横浜市健康福祉総合センター10階 社協会議室	【報告事項】 1 令和5年度 よこはま ふれあい助成金 ＜市社協受付分＞申請団体の報告 2 令和5年度 よこはま ふれあい助成金配分額の報告 3 よこはま ふれあい助成金 電子申請の導入について 【議題】 1 よこはま ふれあい助成金「1団体1事業申請」の考え方の整理について 2 令和6年度 よこはま ふれあい助成金＜市社協受付分＞について
			3月12日	横浜市健康福祉総合センター8階 大会議室8AB	【議題】 ・令和6年度 よこはま ふれあい助成金(市社協受付分)の審査について
18	横浜市シルバー人材センター評議員会	吉井 肇	2月21日	書面評決	第1号報告 公益財団法人横浜市シルバー人材センター 港南事務所及び保土ヶ谷事務所の廃止及び事務所の所管区域の再編成について
			3月27日	横浜市シルバー人材センター	○議案 第1号議案 横浜市シルバー人材センター役員及び評議員の報酬について ○報告事項 第1号報告 令和5年度補正予算について 第2号報告 基本計画について 第3号報告 令和6年度事業計画について 第4号報告 令和6年度収支予算について 第5号報告 公益財団法人横浜市シルバー人材センター 会員及び就業に関する規程の一部変更について 第6号報告 役員賠償責任保険の加入について

令和5年度市連会委員が就任する各審議会・協議会等の開催状況調べ

【下半期10月～3月】

番号	審議会等名称	会長名 ()は前任会長	開催日	開催場所	主要議題
19	横浜市環境創造審議会	松澤 秀夫	11月24日	市庁舎18階 みなと6・7	1 会長・副会長選出 2 横浜市環境管理計画の策定について(答申案) 3 横浜市環境管理計画2022年度の推進状況について(報告) 4 横浜市地球温暖化対策実行計画2022年度の実施状況について(報告) 5 横浜市生活環境の保全等に関する条例等の一部改正について(報告) 6 その他
20	横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会	松澤 秀夫	開催なし		
21	横浜市特別職職員議員報酬等審議会	堀 功生	1月16日	市庁舎18 階 みなと1・2・3	議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について
22	横浜環境活動賞 審査委員会	堀 功生	1月25日	横浜市庁舎28階 共用会議室S05	1 委員長・職務代理者選出 2 横浜環境活動賞表彰制度の運用等について
			3月6日	31階共用 会議室S03	横浜環境活動賞表彰制度の運用等について
23	横浜市広報企画審議会	(不在)	11月21日	市庁舎 議事堂3階 多目的室	「横浜 DX 戦略」における広聴事業のあり方
24	横浜市学校規模適正化等 検討委員会	細田 利明	11月9日	横浜花咲ビル2階 203研修室	・部会からの報告
			3月27日	横浜花咲ビル2階 205研修室	1 委員長・副委員長の選出について 2 部会からの報告 3 瀬谷中学校の移転・建替えについて
25	横浜市屋外広告物審議会	平野 周二	2月29日	市庁舎18階 みなと6・7	1 横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例について(審議事項) 2 業務実績について(報告事項)
26	横浜市民生委員推薦会	菊池 賢児	10月27日	市庁舎15階 調停委員会室	1 民生委員・児童委員候補者の推薦について 2 主任児童委員候補者の推薦について
27	公益財団法人 横浜市建築保全公社評議員会	横田 秀昭	3月28日	KDX横浜関内ビル6階	令和5年度第3回評議員会 議事(報告事項) 1「処務規程」の一部改正 2「就業規程」、「給与規程」、「退職手当支給規程」及び「パートタイマー就業及び賃金規程」の一部改正 3 令和6年度事業計画 4 令和6年度収支予算書 5 令和5年10月から令和6年2月の職務執行状況
			3月29日	書面開催	令和5年度第4回評議員会 議事 (決議事項) 第1号議案 理事の選任
28	横浜市都市計画審議会	古屋 文雄	11月17日	市会議事堂 3階多目的室	都市計画案件 横浜国際港都建設計画道路の変更 3・3・27号国道1号線 横浜国際港都建設計画道路の変更 3・5・26号戸塚線 他
			3月29日	市会議事堂 3階多目的室	都市計画案件 横浜国際港都建設計画用途地域の変更 他

令和5年度市連会委員が就任する各審議会・協議会等の開催状況調べ

【下半期10月～3月】

番号	審議会等名称	会長名 ()は前任会長	開催日	開催場所	主要議題
29	横浜市社会福祉審議会	木村 赳	11月8日	市庁舎16階 S-03会議室	民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の審査
			3月25日	市庁舎18階 みなと1・2・3	専門分科会等からの活動報告 等
30	公益財団法人 横浜市総合保健医療財団	関 治美	開催なし		
31	横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会	林 重克	10月23日	市庁舎18階 みなと1・2・3	・会長・会長代理選任 ・横浜市一般廃棄物処理基本計画(素案)について
			3月27日	市庁舎18階 みなと1・2・3	・令和6年度横浜市一般廃棄物処理実施計画について
32	横浜市介護保険運営協議会	吉野 富雄	10月19日	市庁舎18階 みなと1・2・3	第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画 (よこはまポジティブエイジング計画)の素案及びパブリックコメントの実施について
			1月25日	市庁舎18階 みなと1・2・3	1 第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画 (よこはまポジティブエイジング計画)の原案及びパブリックコメントの結果について 2 介護保険サービス等の基準に関する関係条例の改正について
			3月28日	市庁舎18階 みなと6・7	介護予防・日常生活支援総合事業のサービス価格の改定について